

## 高松家庭裁判所委員会（第8回）議事概要

### 1 日時

平成19年12月14日（金）午後1時30分から午後4時30分まで

### 2 場所

高松家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員

石垣博子，川田行雄，中川弘之，中野等，樋口清子，藤目真皓，松本タミ，宮崎浩二，中村好春，下山保男，大藪和男

#### (2) 事務担当者

坂本事務局長，福井首席書記官，太田首席家庭裁判所調査官，藤澤次席家庭裁判所調査官，酒井主任書記官，藤本総務課長，橋本総務課課長補佐

### 4 議事（■委員長，○委員，●事務担当者）

#### (1) 高松家庭裁判所長あいさつ

#### (2) 委員紹介

新任の川田行雄委員，樋口清子委員及び宮崎浩二委員を藤本総務課長が紹介した。

#### (3) 報告事項

前回の委員会において提案された意見の検討結果及びその実行状況について，坂本事務局長が次のとおり報告した。

##### 【報告の概要】

前回の委員会において，少年の保護的措置の社会奉仕活動の委託先が少ない旨報告したところ，藤目委員からいくつか施設関係者をご紹介頂き，そのうち老人ホームに協力していただけることとなりました。既に当庁の補導委託先として登録をしましたので，今後委託にふさわしい少年がいましたら，利用させて頂きます。藤目委員には大変お世話になりました。有り難うございました。

#### (4) 委員会運営事項

下山委員長が，委員会の運営事項について，第1回委員会において取り決めた内容を説明，確認した。

#### (5) 本日のテーマ「家事調停について」に関する協議

**ア 家事調停委員研修用ビデオ「新しく家事調停委員となられたみなさんに－家事調停の進め方－」上映**

**イ 家事調停事件について，福井首席書記官が次のとおり説明した。**

##### 【説明の概要】

#### (7) 家事調停事件とは

離婚，扶養，遺産分割のような夫婦や親族の間の紛争を取り扱う調停。非公開で，裁判官と一般市民の方から選ばれた2人以上の調停委員が加わった調停委員会が，当事者双方の言い分を聴き，歩み寄りを促し，当事者が合意をすることによって紛争を解決する柔軟な解決方法で，その効果は

確定判決と同じである。

#### (イ) 事件の数等

高松家裁管内における新受件数は平成18年で1,356件、うち6割を超える862件が本庁で処理されている。事件種別では、乙類事件（子の監護者の指定、遺産分割等）が増加し、乙類以外の事件（婚姻中の夫婦間の事件）が漸減状態にあり、管内別では、丸亀、観音寺が減少傾向、本庁が増加傾向となっている。終局区分では、調停成立が約5割で全国平均を上回っており、不成立が約1割5分、取下げが約3割となっている。審理期間では8割近くが6か月以内に終わっているが、遺産分割事件等で長時間を要するものもある。

#### (ウ) まとめ

全国の調停事件は平成14年をピークに減少しているが、高松家裁管内の調停事件は平成14年以降も増加傾向にあり、このような傾向を示す裁判所は全国で高松家裁だけである。何故高松家裁だけ増加傾向にあるのか原因は不明である。

### ウ 家事調停事件に対する家庭裁判所調査官の役割、関与の在り方について、藤澤次席家庭裁判所調査官が次のとおり説明した。

#### 【説明の概要】

調査官になるには、大学で心理学、教育学、社会学、社会福祉学等を学んだものが、選考試験を受けて、2年間の研修で面接技法や心理学、社会学、家族療法等、色々な分野を身に付けなければならない。調査官の特徴は面接技法に長けているという点にある。

家事事件においては、子どもの奪い合い等が生じた場合に如何に円満に解決していくのかという点で力を発揮していくことになり、調査官が関与する場面には、次のような場合が挙げられる。

#### (ア) インテーク

調停が申し立てられると、調停をすぐに始める方が良いのか、その前に調査官が調査した方が良いのか、最初の期日から調査官が同席した方が良いのか等を先ず検討する。なお、最初の期日から調査官が出席することはあまりない。

#### (イ) 期日出席

調停が進んでいく過程で、親権の問題で折り合わないとき、調停委員が審判官と相談して調査官が期日に出席することになる。子どもの問題から期日出席することが多い。

#### (ウ) 期日間調査

子どもの監護状況や学校での様子、子どもの意向調査などを調停期日の間に実施する。

#### (エ) 試行的面接交渉

子どもを監護している親が面接交渉に難色を示している場合、裁判所にある児童室で、監護していない親と子どもとを会わせることもあり、調査

官が立ち会うことになる。

**(オ) 精神的に不安定な当事者の場合**

高松では精神科医である医務室技官がいるので、精神的な問題を抱えていることが事前に分かっている場合は技官が同席するが、医務室技官が常駐していない庁や技官の都合がつかない場合は、調査官が精神医学の勉強もしているということで、期日に立ち会うことがある。

**(カ) 対応困難当事者の場合**

DVの問題を抱えている当事者や、異常に攻撃的な当事者など、対応が困難な当事者の場合は、間に入って調整が可能かどうかの見極めをするということで調停に立ち会うこともある。

**(キ) 期日間調整**

十分話を傾聴すると納得する当事者もあり、期日間に当事者から話を聞いて調整することもある。

**(ク) 出頭確保**

出頭しない当事者に対し意向調査、出頭勧告等をして、調査官が関与することもある。場合によっては家庭訪問をすることもある。

**(ケ) 履行勧告**

調停が成立した後、その取り決めを守らなかった場合、例えば養育費を支払うことになっているのに支払わないなどの場合、家庭裁判所からその履行を勧告する手続があり、調査官が書面や電話で説得していくことになる。

**エ 家事調停委員の人材確保、研修等の実情について、藤本総務課長が次のとおり説明した。**

**【説明の概要】**

**(ア) 人材確保**

調停委員の任命資格及び任命手続の概略を示し、人材確保の現状について説明した上で、調停委員として経験年数の浅い委員が増えてきていることや、女性比率が小さいこと等の問題点を指摘した。

**(イ) 研修等**

複雑困難な調停事件の増加とベテラン調停委員の退任により、調停事件の紛争解決機能を強化充実するためには調停委員研修の充実が必要であることを説明し、昨年19回実施された研修等の内容について概説した。

**【概要説明に対する質疑応答】**

- 調停事件が全国で香川県だけ増加している原因は何かあるのか。
- 分からない。
- 原因は分からない。離婚、養育費、親権者など、一旦決めた後で事情が変更し、修正する必要が生じることも原因の一つかもしれない。
- 法律相談を受けると、当事者間では話が出来ない状況だったり、弁護士が不要ということもあり、先ず家庭裁判所へ行って調停をするよう勧められているが、香川県だけ調停件数が増加している理由が分からない。

- 離婚問題を抱えている人は多く、相談を受けると家裁での調停を一番に勧めている。しかし、このことは香川県のみとは思えないので、原因は別のところ、例えば土地柄や金銭感覚、周囲の人などに起因するのではないか。原因を探るには、婚姻関係について全国との比較が必要だろう。
- 香川県は貯蓄率が高く、過保護的なところがある。なまじ経済力があるだけに、何か問題が起こると互いに協力しあって乗り切るのではなく、別れることを周りも勧めてしまうのではないか。
- 統計によると乙類以外の事件は漸減し、乙類では遺産分割と子の監護関係が増加している。弁護士に相談すると調停を勧められ、お金もかからないからやってみようか、ということになり、「金に細かい讃岐人」の特徴が調停事件の需要を増加させているのではないか。
- 香川県の統計数値は一般的に全国の100分の1と言われている。すると、もともと事件が少なかったのが全国規模に近づいているだけのことであり、まだまだ件数は少ないというとらえ方も出来るのではないか。

## オ 意見交換

- 今日のテーマである家事調停について、先ず調停委員の人材確保という観点から何か御意見があればお伺いしたい。
- 外国人が当事者になる場合、費用がないので調停を申し立てるのに、通訳人にお金がかかるのでは困ると思う。善意通訳を付けることも出来るのではないか。
- 実際には日本語の出来る友人知人を連れてくるため、調停が出来ないと言うわけではない。ただ、その人がどこまで客観的に伝えることが出来ているのか分からないので、厳密な手続をするとなると通訳人が必要ということになる。外国人だからと言って調停が出来ないわけではない。
- 英語やタガログ語に堪能な委員がいれば、外国人当事者と意思疎通も図りやすく、また補助者の能力も分かる。
- 調停委員に支払われる報酬はどのくらいか。
- 当日の取扱件数や、事務処理内容によって額は変わるが、1日1万円程度と考えるのであれば良い。
- ボランティアに近く、調停委員の報酬で生計を立てることは出来ない。
- 取扱件数は委員によりばらつきがあるのか。
- ある。委員によっては週に3回期日を入れている委員もいる。
- 一人あたりの平均手持ち件数はどのくらいか。
- 個人差があるので一概には言えず、過去には一人で20件という委員もいたが、現在では平均8件程度と考えるのであれば良い。
- 現役で仕事をしている人が調停委員になるのは難しいのでは。
- 退職後でも土地柄から顔見知りも多くてやりにくく、調停委員の希望者は少ないのではないか。
- 関係事件には係わらないようにしているし、恐らく事情はどこでも同じだろう。

- 調停委員の人数は足りているが、女性比率が低く、女性委員が欲しい。
- 観音寺支部では男女比率の均衡が取れているが、これには理由があるのか。
- はっきりしないが、観音寺では現委員からの推薦がうまくいっているのではないか。
- 企業に推薦依頼をすると男性が多くなるのは当たり前。女性の多い職場を探して依頼すべきではないか。
- 看護関係、保育関係とか。
- 職業で依頼すると偏りも出てくるので、即戦力としてではなく任命して訓練していくことも考慮しなければならないのでは。男性委員と同じ方法論では難しいと思う。
- 子育てが一段落した50歳台の女性などで適任者がいれば良いのだが。
- 女性委員を捜すとなると、ボランティア協会、PTA連合会、婦人団体連合会等となろうか。県においても審議会の構成は40%以上を女性にしなければならないので苦労している。
- 民生委員、児童福祉委員は6割以上が女性だが、トップは男性である。必要な人材は末端にいるのに、候補者の推薦をトップに依頼すると、その話が末端まで届かない可能性もある。また、50歳台はボランティア活動をお願いするターゲットともなるが、仕事をしている方も多く、なかなか難しい。
- 50歳台では土日を活用しないとなかなか出て行けない。ボランティアも土日なら大丈夫という人は多いだろう。
- 調停を土日にやったら大盛況だろう。
- 裁判員裁判も土日にすべきという意見もありますが、なかなか環境整備が難しい。  
では次に、調停委員の研修等について何か御意見があればお伺いしたい。
- 研修内容では子の監護や親権者指定に関するものが少ないようだがこの点はどうか。
- 年1回程度、ケース研究を実施している。
- 遺産分割などは理論面から複数回実施が必要だが、面接交渉等では理論というよりケーススタディなので、同じ事例を何度も研究する必要はない。これが回数の少ない理由である。
- 子どもの問題は非常に大切であり、もっと力を入れるべきではないか。
- 調査官が必ず関与するので、具体的な事件を通じて学んでいると言える。
- ケーススタディ形式の研究会を増やすのも一つの方法と思う。
- 講義形式だと身に付かない。
- メダカの学校とスズメの学校では、メダカの学校が理想的と言うことになろうが、大人数では無理だろう。

次に、家事調停が国民のニーズに応えているかどうかという観点から何か御意見があれば伺いたい。調停が不成立に終わると訴訟で解決することになり、平成16年から人事訴訟の管轄が地方裁判所から家庭裁判所に移った。この人事訴訟の審理期間が地方裁判所で審理していたころと比較して長くなっている。調停をしっかりとやっていたら訴訟になっても短期間で結論が出るはずだが、このような状況では国民のニーズに応えていないのではないかと危惧されるので御意見を伺いたい。

- 平成18年の既済内訳を見ると、観音寺では取下げの比率が高く、4割を超えている。この原因は何かあるのか。
  - 全国平均の3割と比較しても多い。事件部で何か把握しているか。
  - 原因は確認していない。
  - 調停成立率が7割を超えるところもあるが。
  - 金沢が成立7割、取下げ2割、不成立1割くらいです。県民性が大きな要因ではないかと思われる。
  - 裁判所で何回か話をするとガス抜きになり、裁判所が調停案を提示すると受け入れてくれる様だ。
  - 調停を申し立てて5割しか成立しない点をどうとらえるか。
- 60歳台が多く50歳前後が少ないという調停委員の年齢層と当事者との間にギャップがあり、価値観が異なることにより同感率が下がっていることが成立率を下げているのではないか。価値観のチェックも必要と思われる。
  - 香川の県民性も大きな要因と思われる。男性優位の風土が言葉の端々に窺われる。
- 女性からの不平申立や相談は結構ある。
- 当事者からアンケートなどはとっていないのか。
  - 意見箱をおいている。
- 県では研修生のアンケートを行い、以後の研修の参考としている。調停委員についてもアンケートなどを実施してその結果を活用したりしていないのか。
  - 体系的には実施していない。調停自体が当事者にとってかなりの負担となっているので、その上アンケートに回答してくれとはなかなか言えない。
- 投書の内容を項目別に集計して、研修時にお知らせすると良いのではないか。
  - 投書の内容は必要に応じ、適宜研修等で紹介している。また、対策が必要なものについては速やかに対応している。
  - こんな調停委員がいるのか、という調停委員を批判する雑誌記事なども、研修で紹介している。
  - 議論も尽きないところであるが、時間の都合もあり、本日はこの程度にさせて頂いてよろしいか。
- [各委員異議なし]

■ 以上で、本日の意見交換を終了する。長時間どうも御苦勞様でした。

(6) 次回テーマ

次回委員会における意見交換テーマは、引き続き「家事調停について」とした。

(7) 次回期日

平成20年6月12日（木）午後1時30分から開催することとした。